

パキスタンの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という。英語名は「Islamic Republic of Pakistan」²）は、南アジアに位置する連邦共和制国家である。西はイラン、北西はアフガニスタン、東はインドに接し、南にはアラビア海がある。国土は、大きく分けて、インダス川流域の平野部と、その他の山岳地帯から成る。北東部のカシミール地域の領有権をめぐることは、インドとの間で幾度も戦闘が行われた。首都はイスラマバード（但し、パキスタン最大の都市は、カラチである）、通貨はパキスタン・ルピー（PKR）である。パキスタン憲法によると、公用語はウルドゥー語³とされているが、ウルドゥー語が公用的に使用されるまで、英語を公用的に使用するものとされており、法令及び公文書は全て、英語で記載されている。人口は2億3,000万人以上であり（インド、中国、米国、インドネシアに次いで、世界第5位）、引き続き増加傾向にある。宗教については、イスラム教徒が約96%を占める⁴。

現在のパキスタンがある地域は、もともと英領インドの一部であったが、第二次世界大戦後の1947年に、インドとパキスタンが同時に独立した。さらに、1971年には、パキスタンからバングラデシュが独立した。パキスタンでは、独立後も、幾度となくクーデターが繰り返されてきており、政治的には不安定な状況にある。パキスタンの外交は、従来から、米国及び中国との結び付きが強い。

パキスタンは、1947年の独立に至るまで、英領インドの一地域として、英国による植民地支配の下、英国法⁵の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、さまざまな分野において、多くの成文法も制定されている。また、パキスタンでは、とくに刑法や家族法の分野では、イスラム法が重要な役割を果たしている。パキスタンは連邦制の国家であり、パキスタンの法制度は、連邦・各州の制定法及び判例から構成される。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「パキスタン」という国名は、ウルドゥー語で、「清浄な国」を意味する。

³ ウルドゥー語を母語とする国民は1割以下しかおらず、実際には、各地域で、パンジャービ語、パシュトゥー語、シンド語等の多様な言語が使用されている。

⁴ 本稿におけるパキスタンの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』（二宮書店、2023年）227～229頁、②外務省ウェブページ「パキスタン・イスラム共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/data.html>）等を参照した。

⁵ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

日本企業のパキスタン進出やパキスタン企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がパキスタンにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、パキスタンの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、パキスタンの法制度の概要を紹介する。

II 憲法

1 総説

パキスタンの独立後、1956年憲法、1962年憲法も施行されたが、現行のパキスタン憲法⁶は、1973年に施行されたものである。その後、現在まで、憲法改正が数多く行われてきた⁷ほか、憲法が一次停止される事態も経験してきた。

条文数は280か条であり、世界の中で最も条文数の多いインド憲法に次ぐ長さといわれている⁸。パキスタン憲法は、イスラム憲法という特色を有する⁹ほか、民主主義、人権保障、司法権の独立、国民主権等の原則を採用している（前文）。

パキスタン憲法（附則を除く）の主な体系は、表1のとおりである。

表1：パキスタン憲法の主な体系（附則を除く）

前文	
第1編 序	
第2編 基本的権利及び政策の諸原則	第1章 基本的権利、第2章 政策の諸原則
第3編 パキスタン連邦	第1章 大統領、第2章 国会、第3章 連邦政府
第4編 州	第1章 州知事、第2章 州議会、第3章 州政府
第5編 連邦と州の関係	第1章 立法権限の分配、第2章 連邦と州の間の行政関係、第3章 特別規定
第6編 財政、財産、契約及び訴訟	第1章 財政、第2章 借入及び会計検査、第3章

⁶ 本稿におけるパキスタン憲法の日本語訳は、①笠井亮平著「パキスタン」（鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）所収）、②新井信之著「パキスタン・イスラム共和国」（萩野芳夫・畑博行・畑中和夫『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）等を参照した。

⁷ パキスタンの1973年憲法は、硬性憲法である。憲法改正のためには、上下両院でそれぞれ3分の2以上の特別多数の賛成が必要とされる。にもかかわらず、1973年から2019年までの間だけでも、計26回にわたる改正が行われてきた（前掲『新版 アジア憲法集』745頁）。

⁸ 前掲『新版 アジア憲法集』744頁。

⁹ 前文において、「全宇宙に及ばされる至高権は、全知全能の神アラーにのみ属する」等と規定されている。

	財産、契約、責務及び訴訟
第7編 司法	第1章 裁判所、第2章 パキスタン最高裁判所、第3章 高等裁判所、第3A章 連邦シャリーア裁判所、第4章 司法に関する一般的規定
第8編 選挙	第1章 選挙管理委員長及び選挙管理委員会、第2章 選挙法及び選挙管理
第9編 イスラムの諸規定	
第10編 緊急規定	
第11編 憲法改正	
第12編 雑則	第1章 公務、第2章 軍隊、第3章 部族地域、第4章 一般、第5章 解釈、第6章 名称、施行及び廃止、第7章 暫定

2 統治機構

(1) 大統領

大統領は、国家元首であり、かつ共和国統合の象徴である。大統領は、後述する国民議会（下院）の議員の被選挙資格を有する45歳以上のムスリムの中から、国民議会議員、上院議員及び州議会議員からなる選挙人団により選出される。任期は5年である。再選は可能であるが、二期を超えて職務を継続することはできない。

(2) 国会

連邦制を採るパキスタンには、連邦レベルの国会と各州の議会がある。

連邦レベルの国会は、大統領、国民議会（下院。英語では「National Assembly」）及び上院（英語では「Senate」）から構成される（二院制）。

国民議会は、342名の議員により構成される（一部の議席は、女性及び非ムスリムのために留保される）。国民議会の議員の任期は5年である。但し、大統領は、①首相の助言がなされた場合（58条1項）、②首相に対する不信任決議案が可決され、国民議会のいかなる議員も、首相に対する国民議会の議員の過半数の信任を集められない場合（58条2項）、国民議会を解散することができる。ちなみに、従前は、58条2項により、大統領は自己の裁量により国民議会を解散することができたが、これが軍部による政権掌握によりパキスタンで政権が目まぐるしく変わる原因となっていたため、憲法改正により大統領の解散権限が大きく制約された。

上院は、96名の議員により構成される（一部の議席は、女性及び非ムスリムのために留保される）。

国会は、法律を制定する権限を有する。法案は、国民議会及び上院で可決され、大統領に

よる同意を得ることにより、法律として成立する。

(3) 連邦政府

大統領による職務の遂行において大統領を補佐し助言を行うために、内閣が置かれる。内閣は、首相及び閣僚から構成される。内閣は、国民議会及び上院に対し、連帯して責任を負う（議院内閣制）。

実質的な行政府の長は首相であり、大統領よりも首相の方が強い権限を有する。首相は、国民議会の議員であるムスリムの中から、国民議会の総議員の過半数の票により選出される。首相は、大統領の任ずる間、その職務を行う。

閣僚は、国会議員の中から、首相の助言に基づき、大統領により任命される。

(4) 裁判所

パキスタンは連邦制国家であるが、司法権については、最高裁判所を頂点とする一元的な通常裁判所制度を有している。

最高裁判所は、首都イスラマバードに設置されており、高等裁判所からの上訴事件等を管轄する。最高裁判所の長官及び判事は、大統領が任命する。最高裁判所の判事となるためには、パキスタン国民であることのほか、①5年以上の間、高等裁判所の裁判官であったこと、又は②15年以上の間、高等裁判所の法廷弁護士であったことが必要である。高等裁判所は、原則として、各州及びイスラマバード首府領域に設置されている。その他、家事事件を除く民事訴訟事件を取り扱う地方裁判所等が設けられている。

最高裁判所及び高等裁判所は、連邦法に関する事件だけでなく、州法に関する事件についても管轄する権限を有する。この点、米国とは異なる制度となっている。

最高裁判所及び高等裁判所における訴訟審理及び判決・命令等においては、英語が用いられている。各地方の下位裁判所においては、英語だけでなく、各地方の言語を使用することも認められている。

なお、上記のような通常裁判所の系列とは別に、「連邦シャリーア裁判所」も設置されている。連邦シャリーア裁判所は、法律がイスラム法に合致しているか否か等についての判断権限を有する。連邦シャリーア裁判所は、8名以下のムスリムの裁判官で構成され、そのうち4名以下の判事は、高等裁判所判事である若しくはあった者又はその資格のある者でなければならず、また、3名以下の判事は、イスラム法の研究又は教育について15年以上の経験を有する「ウラマー」（イスラム法学者）でなければならない。

2012年、当時のギラーニ首相が、最高裁判所により失職させられた。即ち、最高裁判所がギラーニ首相に対し、大統領の汚職疑惑に関する捜査の再開を求める書簡をスイス当局に求めたが、首相がこれを拒み続けたことは、「法廷侮辱」に該当するとして、有罪判決を下した。「法廷侮辱」で有罪判決を受けた者は議員の資格を失い、その結果、議員であることが要件となる首相の職にもとどまることができなくなるため、ギラーニ首相が失職する

ことになった。その他にも、シャリフ首相が汚職で有罪判決を受けて英国に事実上の亡命を余儀なくされた事件や、カーン首相が汚職で有罪判決を受けて収監された事件等を挙げる事ができる。このように、パキスタンの裁判所は、「司法積極主義」を採り、政府や軍部との対立を避けず、不正疑惑や人権侵害を積極的に取り上げる傾向がある¹⁰。

3 人権

人権に関しては、主に、「第2編 基本的権利及び政策の諸原則」において、詳細に規定されている。パキスタン憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①14 歳未満の児童は、工場、鉱山その他いかなる危険な労働にも従事させてはならないことが明文で規定されている（11条）。
- ②移動の自由、集会の自由、結社の自由は、公共の秩序等のために法律によって課せられた合理的な制約の範囲内でのみ、保障される（15～17条）。その他の多くの人権についても、「法律の留保」が付されている。
- ③言論・表現の自由は保障されるが、報道の自由については、イスラムの名誉、パキスタンの領域の一体性・安全・防衛、外国との友好関係、公共の秩序等に関して、又は法廷侮辱罪等に関して、法律によって課せられた合理的な制約の範囲内でのみ、保障される（19条）。
- ④情報へアクセスする権利について、明文で規定されている（19A条）。
- ⑤イスラム教は、パキスタンの国教であり、特別の地位が与えられている（2条）。イスラム教に限らない一般的な信教の自由は、法律・公共秩序・道徳の範囲内でのみ、保障される（20条）。
- ⑥性別に基づく差別は禁止されている（25条2項）。また、5歳から16歳の全ての児童に対し、国は、無償で、義務教育を提供するものとされている（25A条）。さらに、「国民生活のあらゆる分野における女性の全面的な参加」が保障されなければならないものと規定されている（34条）。これらのことから、憲法上、女子の未成年者は、教育を受ける権利を保障されているといえる。なお、2014年に、パキスタンの当時17歳であったマララ・ユスフザイさんが史上最年少でノーベル平和賞を受賞した。彼女は、11歳頃から、女性の教育を受ける権利を訴え続け、タリバンによる女性への弾圧に反対していた。2012年、下校途中にタリバンから襲撃され、頭と首に2発の銃弾を受けたが、奇跡的に回復した。その後、彼女は、女兒教育の重要性についての社会の認識を高めること等を目的として、「マララ基金」を立ち上げた。

III 民法

¹⁰ 前掲『新版 アジア憲法集』747～749頁。

1 契約法

パキスタンには、統一的な民法典は存在しないものの、インドと同様、1872年契約法が施行されているほか、コモン・ロー及びエクイティに基づく判例法も重要な役割を担っている。また、特定の事項について規律する連邦法（例えば、1882年財産移転法）及び州法も存在する。

1872年契約法及びコモン・ローの下では、契約の要件の一つとして、「約因」(Consideration)が必要とされている。約因とは、一方当事者の意向に対する他方当事者の対価・見返りを意味する英国法に由来する概念であるが、日本法には存在しない概念である。約因を欠く契約は、原則として、無効とされる。

国際的な契約書を作成する際の言語は通常、英語である。パキスタンは英米型の契約社会であり、詳細かつ大部な契約書が作成されることが多い。契約書に記載していない事項は、基本的に契約内容の範囲外とみなされる。

契約違反から生じる損害に関しては、「直接損害」(契約違反から通常生じる損害、及び契約締結時に違反当事者が発生を予見していた損害)は、契約に規定していなくても請求できるが、「間接損害」(契約違反から間接的に生じる損害)は、契約に規定していなければ請求することができない。

2 財産法

パキスタンでは、土地と建物は、別個の不動産として取り扱われる。

パキスタンの不動産に関しては、1882年財産移転法、1908年登録法等の連邦法や判例法が存在するほか、現在では、多くの州法が、土地についてさまざまな法規制を課している。1882年財産移転法は、財産の譲渡が法的に行われることを保障するための法律である。同法は、財産の譲渡にあたっては、譲渡証書(Deed of Transfer)と呼ばれる正式な文書を使用し、登録所で譲渡を登録することを義務付けている¹¹。1908年登録法は、売買、リース、抵当権等の財産取引に関する書面(売買証書、賃貸借契約書等)を登録所に登録することを義務付けている。同法は、財産取引に関する書面の登録を管理するものであり、所有権の登記を管理するものではない。つまり、文書を登録する登録官は取引を記録するが、その有効性を保証するものではない。従って、パキスタンで不動産取引を行おうとする者は、事前にデューデリジェンスを行うことが肝要である¹²。

パキスタンにおける外国人の不動産所有については、1947年外国為替規制法、及び1976年外国民間投資法による規制がある。1947年外国為替規制法によると、外国人は、パキスタン国立銀行から許可を得ない限り、パキスタン国内で不動産を所有することはできない。また、1976年外国民間投資法は、外国人がパキスタン国内で所有できる住宅用不動産を1

¹¹ <https://zameenlocator.com/blog-detail/understanding-pakistan-property-law-a-comprehensive-guide/78>

¹² <https://www.graana.com/blog/property-transfer-laws/>

件に限定しているほか、外国人はパキスタンで農地を購入することはできないものとして
いる¹³。

3 家族法

家族法の分野については、ムスリムに対してはイスラム法が適用される。パキスタンにお
ける成文法としては1961年ムスリム家族法等があるが、イスラム法も実体法として適用さ
れる。よく知られているとおり、男性は、同時に扶養することができる場合、4人の女性と
婚姻することができる。また、夫が妻に対し一方的に婚姻解消することができる「タラーク
離婚」が認められており、「タラーク」(離婚する)と3回宣言されると、離婚が確定する¹⁴。

なお、キリスト教徒には1872年キリスト教徒婚姻法が、ヒンドゥー教徒には慣習法が適
用される¹⁵。

IV 会社法

パキスタンに投資する外国企業の多くは、駐在員事務所又は支店を開設するか、現地法人
を設立することになる。駐在員事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を
有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するパキスタン法人
である。

パキスタンでは、従来、1984年会社法が存在していたが、2017年に新しい会社法が制定
された(さらに、同法は2020年に一部改正された)¹⁶。同法は連邦法であり、パキスタン
全土に適用される。同法の下では、「有限責任株式会社」(Company Limited by Shares)、
「保証有限責任会社」(Company Limited by Guarantee)、「無限責任会社」(Unlimited
Company)等の会社が認められる。一般的に、外国企業がパキスタンに現地法人を設立す
る場合、「有限責任株式会社」の形態が利用される。有限責任株式会社は、日本における株
式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額(出資額)に
限定される。有限責任株式会社にも、「公開会社」(Public Company)と「非公開会社」(Private
Company)の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、
事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されること
が多い。会社名の末尾に、公開会社の場合は「Limited」、非公開会社の場合は「(Private)

¹³ <https://zameenlocator.com/blog-detail/understanding-pakistan-property-law-a-comprehensive-guide/78>

¹⁴ 浅野宜之著「パキスタン」(『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会、2009年)所収) 354~355頁。

¹⁵ 浅野・前掲書 355頁。

¹⁶ <https://csf.com.pk/wp-content/uploads/2020/07/Companies-Act-2017-Amended-2020.pdf>

Limited」という文言を付しなければならない¹⁷。株主については、非公開会社の場合、2名以上50名以下であればよいが、公開会社の場合、3名以上が必要である。取締役については、非公開会社の場合、2名以上であればよいが、公開会社の場合、3名以上が必要である（さらに、上場会社の場合、7名以上が必要）。取締役は、自然人である必要がある。また、公開会社は、「会社秘書役」(Company Secretary)の選任が必要である。これは、取締役会及び株主総会の手続や文書の管理及び法令遵守等の役割を担う者である。なお、1名の発起人により設立される「一人株式会社」も認められる。

V 民事訴訟法

1 訴訟

パキスタンにおける民事訴訟は、原則として、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所等の通常裁判所の系列が管轄する。但し、知的財産権、銀行、労働、租税等の特殊な分野の民事訴訟については、それらの事件の専属管轄権を有する特別の裁判所・法廷が設置されている。例えば、パキスタンの知的財産権侵害訴訟に関係する裁判所として、2012年に、知的財産裁判所が設置された。この裁判所には、全ての知的財産権問題に対する独占的な民事・刑事の管轄権が与えられている。知的財産裁判所の判決等に不服のある者は、高等裁判所に上訴することができる。また、家族法等のイスラム法に係わる事件については、連邦シャリーア裁判所が管轄する。

パキスタンでは、1908年民事訴訟法が施行されている。パキスタンの民事訴訟手続においては、争点整理、証拠収集、証拠調べ等の手続全般にわたって、英国法の強い影響を受けている。但し、陪審制は段階的に廃止され、現在、審理は職業裁判官によって行われる。

民事訴訟を提起する場合、仮差止命令、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。仮差止命令は、緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令である。また、アントン・ピラー命令は、被告に対して事前通知せず一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes* (1976) が先例となっており、多くのコモン・ロー諸国で利用されている。

以上のように、パキスタンにおいては、民事訴訟制度が整備されているといえるが、訴訟の遅延（最高裁判所まで争われる場合は、10～20年以上かかることも珍しくない）や、司法における汚職の問題が指摘されることも少なくない。

パキスタンにおいては、外国裁判所の判決の執行は、英国等のように、相互主義が満たされる国に限定される。日本は含まれていないため、日本の裁判所で勝訴判決を得ても、パキ

¹⁷ <https://alrushdlaw.com/types-of-companies-in-pakistan/>

スタンでの執行は認められない可能性が高い。そこで、日本企業がパキスタン企業と締結する契約においては、紛争解決は仲裁によると規定することが多い。

2 仲裁

パキスタンの裁判所における訴訟は、事案によっては長期間を要する可能性があること等の理由により、代替的紛争解決手段（ADR）の利用も検討に値する。実際、日本企業とパキスタン企業との契約においては、仲裁条項が規定されることが多い。パキスタンは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、外国の仲裁機関（例えば、シンガポール国際仲裁センター（SIAC））による仲裁判断をパキスタン国内で執行することが認められる（但し、英国、米国、シンガポール等のように、相互主義が満たされる国に限定される）。但し、パキスタンの公序（public policy）に反することを理由に、パキスタンの裁判所が、外国仲裁判断の執行を認めない可能性があることに留意を要する。

VI 刑事法

パキスタン刑法は、英国統治下において導入された刑法体系に、イスラム刑法が接ぎ木されたものといわれることがある¹⁸。とはいえ、イスラム国家であるパキスタンの刑法にはいくつかの特色があり、その一つとして、イスラムに対する侮蔑的表現が犯罪とされている点が挙げられる。例えば、クルアーン、預言者ムハンマド、カリフに対する侮蔑的表現は犯罪とされ、場合によっては死刑又は無期懲役を科せられる可能性がある¹⁹。

パキスタンにおいては、保守的な慣習が根強く存在している。そのため、例えば、婚前交渉を行った女性が、家族の名誉を汚したという理由で、殺害されるという事件（いわゆる「名誉の殺人」）が少なからず発生している。2016年に、「名誉の殺人」を厳罰化する法律が制定・施行されたが、その後も、「名誉の殺人」は後を絶たない。

パキスタンにおける深刻な問題の一つは、テロ犯罪である。前述したとおり、2012年には、マララ・ユスフザイさんが、下校途中にタリバンから襲撃され、頭と首に2発の銃弾を受けた。その他にも、2008年には首都イスラマバード中心部にある外資系高級ホテルであるマリOTT・ホテルが爆破され、54名が死亡した事件、2014年にはペシャワールの軍関係の小学校で6名の武装勢力が145名を殺害した事件等が発生した。とくに2014年の事件の後、パキスタン政府は、テロ犯罪に対して強い姿勢で臨むこととし、テロ犯罪事件は、通常裁判所ではなく、軍事法廷で裁くこととする憲法改正が行われた。なお、パキスタンでは、現在でも、死刑が存置されている。2009年以降、死刑執行が凍結されていたが、2014年に発生した小学校への襲撃事件をきっかけとして、死刑執行が再開されている。また、パ

¹⁸ 堀井聡江著『イスラーム法通史』（山川出版社、2004年）232頁。

¹⁹ 浅野・前掲書 354頁。

キスタン政府は、テロ対策の一環として、国内に約 170 万人いるといわれるアフガニスタンからの不法移民の拘束・強制送還を開始しているが、不法移民の多くは、アフガニスタンのタリバンの迫害から逃れてきた難民であり、国際社会から非難の声が上がっている²⁰。

パキスタンでは、以前から、汚職問題も大きな問題と認識されている。1960 年刑法及び 1947 年汚職防止法により、公務員の収賄を犯罪としており、法定刑は 7 年以下の懲役及び／又は罰金である。また、1999 年国家説明責任令によると、汚職行為一般が犯罪とされる等、適用範囲が拡大されるとともに、法定刑は 14 年以下の懲役及び／又は罰金というように厳罰化されている。

Ⅶ おわりに

以上、パキスタンの法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるパキスタンの法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。ところが、パキスタンの法制度については、米国・EU・中国・インド等の法制度と比べ、日本語による情報が少ないのが現状である。世界第 5 位の 2 億 3,000 万人以上の人口を擁し、豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするパキスタンは、将来的には、大きな発展を遂げる潜在力がある国であるといえる。これらのことから考えると、今後も、パキスタンの法制度の動向について、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.1』（国際商事法研究所、2024 年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第 2 回 パキスタン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰ 「パキスタン、政治混乱続く」（日本経済新聞 2023 年 11 月 3 日）。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM030VD0T01C23A1000000/>